

白梅学園大学・白梅学園短期大学研究倫理指針

第一 基本的考え方

1. 目的

本指針は、人間生活の質的向上に資する学術研究の重要性と学問の自由を踏まえ、個人の尊厳および人権の尊重その他、倫理的観点ならびに科学的観点から、白梅学園大学・白梅学園短期大学（以下、「本学」という）に所属するすべての関係者が研究現場において遵守すべき事項を定めたものである。

本指針は、本学の研究が社会の理解と協力を得て適正に推進されることを目的とし、次に上げる事項を基本方針とする。

- (1) 人間の尊厳と人権の尊重
- (2) 事前の十分な説明と自由意志による同意（インフォームド・コンセント）
- (3) 個人情報保護の徹底
- (4) 人類の知的基盤、健康および福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (5) 科学的または社会的利益に対する個人の人権の保障の優先
- (6) 研究倫理審査委員会の審査および研究機関の長の承認による研究の適正性の確保

2. 適用範囲

本指針は、本学に所属するすべての関係者に遵守を求めるものである。

第二 研究等実施者および研究機関の長の責務

1. 研究等実施者の責任

【研究計画の立案】

研究等実施者は、科学的合理性および倫理的妥当性のある研究計画を立案しなければならない。また、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合には研究を中止しなければならない。

【研究計画の申請】

研究等実施者は必要に応じて研究機関の長に研究計画の許可を申請しなければならない。

【協力者に対する責任】

研究等実施者は、研究を実施する場合、協力者に対して当該研究に関する必要な事項について十分説明し、同意を得るように努めなくてはならない。協力者本人の同意を得ることが困難な場合にも、協力者の代理人や保護者から同意を得るように努めるべきである。

研究実施上の都合によって内容に関する事前の情報開示に制限を加える必要がある場合には、実施後速やかに事情を説明し了解を求める。研究の実施に際して協力者が何らかの

精神的苦痛を受ける可能性がある場合、それらを最小限にする努力をすることはもとより、活動成果がそれに見合うものかどうか事前に十分に検討する。この場合においても、実施後に速やかに事情を説明するとともに精神的苦痛を取り除くように努める。

【個人情報の取り扱い】

研究等実施者は、協力者に関する情報を適切に取り扱い、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、協力者に関する情報の取り扱いを学外者に委託する場合には、個人情報の安全管理方法の明確化を求め、保護の徹底を義務づけなければならない。研究結果を公表する場合、あらかじめ承諾を得た場合を除いて協力者個人を特定できないようにしなければならない。

【研究機関の長に対する責任】

研究等実施者は、個人情報の予期せぬ漏洩など提供者などの人権の保障の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに研究機関の長に報告しなければならない。また、実施中の研究に関して、重篤な有害事項その他研究の適正性および信頼性を確保するために必要な情報を全て研究機関の長に報告しなければならない。

2. 研究機関の長の責務

- (1) 研究機関の長は、学長とし、その機関における研究の実施に関する最終的な責任を有し、研究等実施者が研究計画に従って適正に研究を実施するよう監督しなければならない。
- (2) 当該研究機関における研究の実施にあたり、倫理的配慮の周知を図らなければならない。
- (3) 研究計画が本指針に適応しているか否かについて審査を行わせるために、研究倫理審査委員会の設置をしなければならない。
- (4) 実施研究者から研究計画について許可を求められたときおよび重篤な有害事象が報告されたときは、速やかに研究倫理審査委員会へ付議しなければならない。
- (5) 研究倫理審査委員会の意見を尊重し、研究計画の許可または不許可、その他研究に関する必要な事項を決定しなければならない。許可した場合は、許可証を発行する。

第三 研究倫理審査委員会

研究倫理審査委員会については別に定める。

附則

この規程は、2007（平成19）年6月14日より施行する。（制定）

この規程は、2021（令和3）年4月1日より施行する。